

◆タイ現地法人の税務① 法人税

今回よりシリーズ(全4回)で、タイ現地法人並びにタイに支店を持つ日本企業に関連する重要な税務について解説する。
第1回目のテーマは、タイにおける法人税である。

【根拠・関連条文】

タイでは物品税及び関税を除く国税は全て「The Revenue Code (以下『歳入法典』と呼ぶ)」に規定されており、日本でいう国税通則法、国税徴収法、法人税法、所得税法、消費税法、印紙税法等を含んでいる。なお、歳入法典を補足するものとして「勅令(Royal Decree)」、「大蔵省省令(Ministerial Regulation)」、「歳入局局長通達(Notification of Director General)」、「歳入局規則(Departmental Regulation)」、「歳入局通達(Departmental Instruction)」等が公表されており、これらの法令が一体となって国税に関する「成文法」を構成しているものと考えることができる。

【概要】

居住法人の課税対象所得は、事業に関連して生じた全世界所得である。法人税の税率は、一部上場企業、及び払込済資本金500万バーツ以下の小規模法人を除き、原則として課税所得に対し30%である。BOI(投資委員会)から認可を受けたプロジェクトに対して法人税優遇措置等がある(次回解説)。税務上の欠損金は5事業年度の繰越が認められ、課税対象利益と相殺できる。

【申告上の法人税調整項目】

日本と同様に、法人税申告のため、税引前純利益に加減算すべき税務上の調整を行う必要がある。特に損金不算入項目について租税政策上幅広く規定されている。



益金算入 歳入法典第65条の2(4) ◇ 無償もしくは低廉譲渡等 市場価格よりも低廉な対価・報酬・利子が行われた場合、みなし所得が課税される。	損金不算入 歳入法典第65条の3 下記は税務当局が費用の損金性の判断のために着目する取引・科目である。 ◇ 見積計上された費用 ・引当金(一定の金融機関を除く)、貸倒損失 ・資産評価額(棚卸資産の低価法評価額を除く) ・未払金、未払費用 ◇ 事業所得に関連しない費用 ・タイ国内での事業目的の遂行に関連しない費用(本社経費の配賦) ・総収益と資本金のいずれか大きい額の0.3%以上を超える交際費 ・受領者を証明できない支出(使途不明金) ◇ 市場水準を上回る購入価額または下回る売却価額による取引 ・資産の購入等で合理的な理由なく正常な金額を越える部分 ・利益率が平均を下回る取引→製品別・部門別損益 ・株主等への給与での合理的金額を越える部分 ◇ 長期性資産に係る支出 ・資本的支出(現状維持のための修繕ではないもの) ・利益処分に基づく支出(支払配当、業績賞与) ◇ その他の支出 ・一部の仕入VAT ・厚生年金基金を除くその他基金への拠出金
益金不算入 歳入法典第65条の2(10) ◇ タイ会社の受取配当金 ・受取企業がタイ上場企業の場合 100% ・25%以上保有するタイ会社からの配当 100% ・それ以外のタイ会社からの配当 50%	
損金算入 勅令No.145 B.E.2527 ◇ 税務上の特別償却費 ・一定の研究開発設備、及び商品あるいはサービスの機械設備の初年度40%償却 歳入法典第65条の3(3) ・一定の限度を超えない「公共の福祉」への寄付金	

【本社経費の配賦】

以下のような本社経費の配賦がタイ国内において損金と認められるためには下記損金算入要件を満たさなければならない。

判断が分かれる費用: 研究開発費、営業経費、共有ソフトのライセンス費用、ネットワーク費用、地域本部費用等

要件	内容
タイ国内の事業との関連性	タイ子会社の事業に関して行われた援助やサービスであること
タイ子会社収益への貢献性	研究開発などの成果がタイ子会社において利用され、収益に貢献していること
タイ子会社のみで損金計上	本社や他の子会社等の損金に既に計上されていないこと
合理的な配賦方法	費用配賦方法が合理的であり、全ての子会社等に同一の方法が適用されていること
固有の費用ではないこと	本社や他の子会社の事務所賃貸料、水道光熱費、消耗品費、減価償却費等ではないこと

【源泉徴収制度】

法人の源泉徴収による納税は、比較的広範囲にわたり要求されており、原則として支払月の翌月7日(土日祝日の場合は翌日)までに納税が必要となる。源泉徴収税は所得税者による前払税とみなされ、最終的な租税義務から相殺される。

■ 居住法人※1に係る源泉徴収税

源泉徴収対象	源泉徴収者	被源泉徴収者	税率	根拠・関連条文
政府機関による支払い	政府機関	→ 全ての法人	1%	歳入法典第69条の2
不動産の売買代金	居住法人	→ 全ての法人	1%	歳入法典第69条の3
役務提供手数料	居住法人	→ 居住法人	3%	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(2)
ロイヤリティ・テクニカルフィー	"	→ "	3%	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(3)
利子、株式の売却益	"	→ "	1%	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(4)(a)
配当金	"	→ "	10%※2	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(4)(b)
使用料	"	→ "	3%	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(5)(a)
専門家報酬	"	→ "	3%	歳入局規則No. Taw Paw 4/2528、第40条(6)

※1居住法人は、タイ現地法人、及び支店形態等でタイ国内で事業を営む外国法人を含める。

※2ただし、配当受領法人が上場企業で配当支払法人の株式を25%以上保有している場合は免税される。

■ 非居住外国法人に係る源泉徴収税

居住法人が、非居住外国法人(外国の法令に基づき設立された法人でタイ国内において事業を営んでいない者)に対し、下記を支払う場合は、歳入法典に規定する税率で源泉徴収し、支払月の翌月7日までに納税となる。

源泉徴収対象	源泉徴収者	被源泉徴収者	税率	根拠・関連条文
役務提供手数料	居住法人	→ 非居住外国法人	15%	歳入法典第70条、第40条(2) 但し租税条約によりP.E.がなければ非課税
ロイヤリティ・テクニカルフィー	"	→ "	15%	歳入法典第70条、第40条(3)
利子、株式の売却益	"	→ "	15%	歳入法典第70条、第40条(4)(a)、租税条約第11条 但し送金先が金融機関の場合は10%
配当金	"	→ "	10%	歳入法典第70条、第40条(4)(b)、租税条約第10条
利益の送金	"	→ "	10%	歳入法典第70条の2
賃借料、資産のリース料	"	→ "	15%	歳入法典第70条、第40条(5)
専門家報酬	"	→ "	15%	歳入法典第70条、第40条(6) 但し租税条約によりP.E.がなければ非課税

(参考)日本・タイ租税条約

タイは日本と二重課税の回避・脱税の防止のために租税条約を締結しており、これは国内法に優先し、法人所得税及び個人所得税が対象。主な項目は下記のとおりである。

租税条約	内容
第5条(恒久的施設)	課税の有無の判定の基準となる恒久的施設の定義。
第11条(利子)	利害関係者間で利子が過大に支払われた場合、独立企業間で本来支払われたであろう額について、超過部分は他の条項を考慮したうえで別途国内法による課税が行われる。
第21条1項(直接外国税額控除)	タイ側において課税された税額は、日本において納付すべき法人税額から控除される。
第21条2項(間接外国税額控除)	日本企業がタイに子会社を有している場合、子会社から配当を受取った場合は、子会社がタイで納付した税額のうち、日本企業が受取った配当に対する税額に対しても外国税額控除が認められる。
第21条4項(みなし外国税額控除)	投資奨励法の規定により、日本企業の子会社がタイで減免された所得税額を、日本におい

【法人税の申告と納税】

(1)中間申告(歳入法典67条の2)

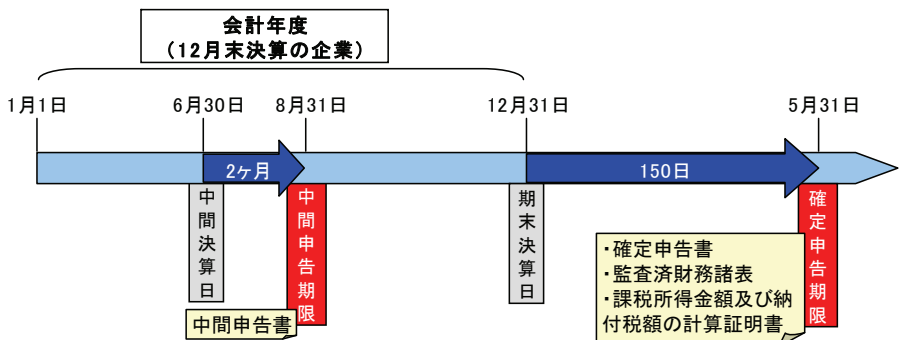
事業年度を6ヵ月経過した日から2ヶ月以内に「中間申告書(PND.51)」と、当該申告書に記載された以下の税額を納付しなければならない。

- ①非上場法人:年間見積所得の1/2、
- ②上場企業、金融機関:6ヵ月間の当該実態正味所得

(2)確定申告(歳入法典第68条、68条の2、69条)

事業年度終了後から150日以内に、「確定申告書(PND50)」に、下記の書類を添えて申告し、納税しなければならない。

- ①監査済財務諸表
- ②課税所得金額及び納付税額の計算明細書



※設立初年度等事業年度が12ヶ月未満の場合、中間申告の必要はない。
 ※無申告又は中間見積申告額が年間実際正味課税所得の1/2と比較し25%以上過少している場合、「合理的な理由」がない限り、納税不足額に対し20%の延滞税が課される。

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
 また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。